

議案第28号

七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月6日提出

七飯町長 杉原 太

七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「、利用者証明用電子証明書」を「、個人番号カード」に、「利用者証明用電子証明書をいう。）が記載された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。